

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)等の法律が改正され、在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カード又は特定特別永住者証明書(以下「特定在留カード等」という。)の交付申請ができることとなった。

これまでは、個人番号カードの機能を持つカードは、「個人番号カード」のみであったが、法令改正に伴い「特定在留カード」・「特定特別永住者証明書」が追加され 3 種類になる。

こうした状況に対応し、特定在留カード等を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付申請ができるよう、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例第 10 条の 2 において、「個人番号カード」と同様に、「特定在留カード」・「特定特別永住者証明書」の電子証明書を利用可能とするよう改正する。

## 3 施行期日

公布の日